

## 原子力規制委員会委員長及び委員の要件について

平成24年7月3日

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室

### 1. 背景

原子力規制委員会は、国民の信頼を得ながら原子力の規制を実施することが求められていることから、委員長及び委員は、「人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する」こと（原子力規制委員会設置法第7条）に加え、中立公正性及び透明性の確保を徹底することが必要です。

このため、今後の原子力規制委員会の委員長及び委員の候補者の選定に当たって、以下の事項を法律上の欠格要件に加えて要件として追加することとします。

### 2. 委員長及び委員の要件の考え方

#### (1) 中立公正性確保に関する法律上の欠格要件

原子力事業者及びその団体の役員、従業者である者

#### (2) 法律上の欠格要件に加えて欠格要件とする事項

- ① 就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業者等であった者
- ② 就任前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、一定額以上の報酬等を受領していた者

#### (3) 任命に際して情報公開を求める事項

- ① 個人の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、寄附者及び寄附金額（就任前直近3年間）
- ② 所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数（就任前直近3年間）